

中原区エコ推進大使「ロジーちゃん」使用要領

(目的)

第1条 この要領は、中原区（以下「区」という。）のキャラクターロジーちゃんを活用して区の地球温暖化防止の啓発等の取組など、環境啓発施策の広報、周知等を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、ロジーちゃんとは、別紙の基本デザイン及びその展開デザインのことをいう。

(活用方法等)

第3条 ロジーちゃんを中原区エコ推進大使（以下「大使」という。）とすることとし、次に掲げる事業に活用する。

- (1) 区の地球温暖化防止への啓発等、環境啓発施策の広報、周知等の事業
- (2) 区の広報、P R 等の事業
- (3) 区のイメージアップに資する事業
- (4) 他区・他市との交流事業
- (5) その他区長が必要と認める事業

2 大使の呼称は、「なかはらエコ推進大使」とする。

(キャラクター使用手続き)

第4条 ロジーちゃんのキャラクターイラスト等（以下「キャラクター」という。）を使用しようとする者は、「ロジーちゃん キャラクター使用申請書」（様式1）を中原区長（以下「区長」という。）に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 川崎市が業務に関し使用する場合
 - (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
 - (3) その他、区長が適当と認めたもの
- 2 前項の申請を受けた場合、区長は、次の各号に該当する場合を除き、使用を承認するものとする。
- (1) 使用する事業が特定の政党活動、政治活動、宗教活動若しくは公序良俗に反する活動又はこれらの活動を助長する恐れのある活動であると認められる場合
 - (2) 自己のシンボルマーク、商標又は意匠として使用する場合
 - (3) キャラクターを使用して事業、イベント等を行う場合、区が主催・共催・

後援であると誤解を受けると認められる場合

- (4) キャラクターを商品化して、営利事業を行う場合
- (5) その他区長が適当でないと認める場合

3 区はキャラクターの使用を承認又は不承認するときは、「ロジーちゃん キャラクター使用承認・不承認通知書」(様式2)により通知するものとする。

(使用料)

第5条 キャラクターの使用料は無料とする。

(遵守規定)

第6条 キャラクターを使用する場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) キャラクターを変形し、他の図形や文字と重ねて使用しない
- (2) 他の事業主体へのキャラクターの転用又は再配布をしない
- (3) 指示された色、形状、形式等に沿って正しく使用すること
- (4) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用すること
- (5) その他、承認時に別途指示があった場合はそれによること

(キャラクター使用承認の取消)

第7条 区長は、使用者がこの要領及び承認内容に違反していると認められるときは、キャラクター使用承認を取り消すことができる。

2 区長は、承認を取り消したことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(庶務)

第8条 この要領に関する庶務は中原区役所まちづくり推進部企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年8月26日から施行する。
(中原区地球にいいことプロジェクト推進マーク使用要領の廃止)
- 2 「中原区地球にいいことプロジェクト推進マーク使用要領」(平成21年

1月5日中原区長専決)は廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年10月1日から施行する。

別紙



(様式1)

ロジーちゃん キャラクター使用申請書

年 月 日

川崎市中原区長あて

住 所

団 体 名

代表者名

(連絡先)

担当者 :

電話 :

メールアドレス :

中原区エコ推進大使「ロジーちゃん」使用要領を遵守の上、次のとおり、申請します。

1 使用目的					
2 使用方法					
3 使用期間	年 月 日	～	年 月 日		

※使用終了後に、当該使用に係る物件の完成品が確認できるものを川崎市中原区長あて提出すること